

## 三商レポート

### 第二十八話 「借金の相続と限定承認の活用」

(株) 三商 内藤 雄

社会問題化した多重債務者の発生を防ぐ「入口」の議論として、貸金業者の金利や取立てなどの法改正が進められています。しかし、多重債務者を減らせても現実には無くなりません。そこで、債務者が借金を抱えたまま死亡した場合の「出口」の問題も併せて議論されるべきです。

大手消費者金融は、債務者が死亡すると遺族からの回収に苦勞してきました。そこで、「消費者信用団体生命保険」により、ひそかに回収していました。知らないうちに命を担保にされていたこの保険が、公序良俗に反し無効であると批判され、直ちに廃止されるべきことは当然のことです。

問題は、遺族が債務を引継ぐことになる点です。民法によると、相続人は「一切の権利義務を承継する」(896条)。つまり、プラス財産だけでなく、マイナス財産の借金まで当然に引継ぐのが民法の原則です。しかし、核家族化し、家族関係が希薄化した現代社会のもとで、無担保融資による借金を遺族が知ることは難しい。何も知らず、何の責任もない相続人が、知らないうちに借金を相続することになる現実には悲惨です。

借金を抱えた相続人を救済するため、民法は「相続放棄」と「限定承認」の2つの手段を用意しています。「相続放棄」とは、初めから相続人でなかったこととして、一切の権利義務を引継がないことです。借金から逃れることはできますが、亡くなった人の財産を何も残せません。バブル崩壊後、相続放棄の申立ては増え続け、平成17年は149,375件にもなりました。

しかし、①起算日を弾力的に判断する裁判例もあるが、「3ヶ月以内に」という期間の壁がある。②意図的に3ヶ月過ぎて貸金業者が登場した時、既に遺産分けを済ませていたら、もはや放棄はできない。③放棄による相続順位の変更の影響に悩み、無理をして返済する遺族もいる。相続放棄は、必ずしも簡単な救済手段ではありません。

注目すべきは「限定承認」です。相続によって得たプラス財産の限度内でのみ債務を弁済すればよい制度です。単純承認による無限責任を有限責任に転換させる機能があります。相続人は自分の財産から返済する責任はありません。返済して余ったら、相続人で分けることもできます。放棄による親戚との摩擦も回避できます。先買権の行使により、愛着のある特定の財産を残せる可能性もあります。最も合理的な制度です。個人責任主義の新民法の下では、むしろ限定承認こそが相続の本来の姿であると考えます。

ところが、利用は年間わずか1,000件未満です。なぜ利用されていないのでしょうか。前記①②の理由に加え、①制度自体が一般に知られていない②手続

きが複雑である（相続人の全員が共同してのみ利用できるなど。）③相続財産を原則として競売により換金しなければならない④みなし譲渡所得税の発生で、プラス財産があっても手残りが減ってしまう⑤使いこなせるプロが少ない等の問題があります。

しかし、この合理的な制度をもっと活用すべきと考えます。もちろんメリットの有無の見極めは大切です。使うことにより、もっと使い勝手の良い制度になるはずです。生前の多重債務者は、自己破産や特定調停や個人民事再生などで、経済的再起へチャレンジする機会を与えられています。借金を抱えた相続人も、限定承認を活用し、自分に責任のない借金から解放される機会がふえると良いと思います。

## 第 1 1 期

# 相続アドバイザー養成講座のお知らせ

NPO 法人 相続アドバイザー協議会が主催する相続の講座です。

### 【特徴】

- ① 豊富な講座数 相続の問題を広い視野から勉強できます。
- ② 多彩な講師陣 講師は経験豊富な相続実務のプロ達です。
- ③ 親身な継続教育 特別研修会や上級アドバイザー制度により、知識を深め人間力を磨きます。
- ④ 短期集中講座 地方の方・お忙しい方のご要望に応えました。
- ⑤ 講座選択性導入 時代にあった講座を選択できます。

ご自身の相続の問題を学んでみませんか。

詳しくは、相続アドバイザー協議会のホームページをご覧ください。

URL <http://souzoku-adv.com> TEL 03-5287-6808